



児童係からのお知らせ

☎ 保健福祉課 児童係 ☎ 476-1111 (145・146)

◆平成24年度保育所入所申し込みのご案内

大崎町認可保育所一覧

	保育所名	定員	住 所	電 話	保育時間	延長保育【延長保育料が必要です】
町立	大丸保育所	30	横瀬 1994	476-0555	7:30 ~ 18:00	—
町立	中沖保育所	30	菱田 3093-2	477-0027	7:30 ~ 18:00	—
私立	南光保育園	70	仮宿 1555-2	476-0025	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00
私立	大崎保育園	90	仮宿 1862	476-0049	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00
私立	菱田保育園	60	菱田 2601	477-0568	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00
私立	野方保育園	90	野方 6095-38	478-2324	7:00 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00

※延長保育利用の場合、延長保育料が必要です。

入所申込書の受付【提出先⇒保健福祉課 児童係】※ 必要書類を全て揃えられた上、期限内にご提出ください。

(申込書は役場、支所、保育所に準備してあります)

1. 入所申込書（1月31日まで）
2. 家庭状況調査書（1月31日まで）
3. 源泉徴収票の写し『平成23年分』〔世帯全員分〕（1月31日まで）
4. 確定申告書の写し『確定申告をされる方』〔世帯全員分〕（2月29日まで）
5. 課税証明書『平成23年度分』平成23年1月2日以降の転入で、平成23年分所得税0円の方（1月31日まで）
6. 就業証明書・出産や病人の看護・介護をしている場合の状況がわかる書類  
障害者手帳〔世帯員に障害者手帳をお持ちの方がいらっしゃる場合〕（1月31日まで）

保育料（保育料は所得税・町民税によって決定されます）

同時入所の場合、2人目は半額、3人目以降は免除（幼稚園等に通園する兄弟がいる場合も減額及び免除）があります。

多子世帯保育料軽減については、町県民税が確定後、申請をお願いいたします（該当世帯には通知します）

保育料の決定について

保育料の決定は、原則として入所児童の保護者の税額だけでなく同一生計の扶養義務者(児童の祖父母の内、所得の高い方1名)の税額も合算することになっています。

保育所へ入所申し込みできる基準

保育所に入所申込ができるのは、大崎町に住所があり保護者等が以下の項目のいずれかに該当することにより児童の保育ができない場合となります。

1	家庭外労働	保護者が家庭の外で仕事をするを常態としている場合
2	家庭内労働	保護者が家庭内で児童と離れて日常の家事以外の労働をするを常態としている場合
3	母親の出産	妊娠中又は出産後間がなく、児童の保育ができない場合
4	疾病負傷等	保護者が疾病や負傷している場合
5	病人の看護	長期にわたり疾病の常態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時看護している場合
6	家庭の災害	火災、風水害及び地震などにより被災し、復旧の間児童の保育ができない場合
7	その他休職中	保護者が求職活動をしている場合

※家庭外労働・家庭内労働の場合、1日4時間以上かつ1か月13日以上勤務等が必要です。

※母親の出産の場合、産前2か月から出産後2か月の間入所できます。(母子の体調により、2か月以上入所できる場合もあります)

※兄弟が入所中の場合、出産後、2か月より乳児の入所が原則となります。兄・姉だけの入所はできないことになっています。

※看護・疾病等の場合証明書等が必要です。

※求職中については、入所できる期間が限定されます。

《受付期間 平成24年1月4日(水)～1月31日(火)》